

第 12 手術 手術通則第 4 号に掲げる手術等の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 4 年 3 月 4 日 厚生労働省告示第 56 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 4 年 3 月 4 日 保医発 0304 第 3 号)

告示	通知
<p>1 医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 4 号に掲げる手術等の施設基準等 (省略)</p>	<p>第 57 の 8 皮膚悪性腫瘍切除術 (センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。)</p> <p>1 皮膚悪性腫瘍切除術 (センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。) の施設基準</p> <p>(1) 皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科の経験を 5 年以上有しており、皮膚悪性腫瘍切除術におけるセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>皮膚悪性腫瘍切除術 (センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。) の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 50 の 4 および 様式 52 を用いること。</p> <p>第 61 の 5 乳腺悪性腫瘍手術 (単純乳房切除術 (乳腺全摘術)、乳房部分切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)、乳房切除術 (腋窩部郭清を伴わないもの)、乳房部分切除術 (腋窩部郭清を伴うもの (内視鏡下によるものを含む。))、乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術 (腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術 (胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの) については、乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネル</p>

リンパ節加算 2 を算定する場合に限る。)

1 乳腺悪性腫瘍手術（乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。）に関する施設基準

- (1) 乳腺外科又は外科の経験を 5 年以上有しており、乳房悪性腫瘍手術における乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が 2 名以上配置されていること。ただし、「注 2」の乳がんセンチネルリンパ節加算 2 のうち、色素のみによるもののみを算定する保険医療機関にあつては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

2 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））に関する施設基準（省略）

3 届出に関する事項

乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。）の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 52](#) 及び [様式 56 の 2](#) を用いること。乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））に関する施設基準については、別添 2 の [様式 52](#) 及び [様式 56 の 5](#) を用いること。

第 62 の 3 経皮的冠動脈形成術

1 経皮的冠動脈形成術に関する施設基準

当該手術について、前年（1月から12月まで）の以下の手術件数を院内掲示すること。

- (1) 急性心筋梗塞に対するもの
- (2) 不安定狭心症に対するもの
- (3) その他のもの

2 届出に関する事項

経皮的冠動脈形成術の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 63 の 2 経皮的冠動脈ステント留置術

1 経皮的冠動脈ステント留置術に関する施設基準

当該手術について、前年（1月から12月まで）の以下の手術件数を院内掲示すること。

- (1) 急性心筋梗塞に対するもの
- (2) 不安定狭心症に対するもの
- (3) その他のもの

2 届出に関する事項

経皮的冠動脈ステント留置術の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。